

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

整理番号

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

共有者のフリガナ 共有者の氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項 土地等に関する事項

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等をした部分に係る事項

※ ③が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に④、⑦に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

5 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分 (A) 家屋 (B) 土地等 (C) 合計 (D) 増改築等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

(E) 住宅のみ (F) 土地等のみ (G) 住宅及び土地等 (H) 増改築等

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 ⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。

9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。

整理欄 登録 登記 残 確 証 認定 付 仮 A B C

一面 提出用 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

令和02年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。		⑪		円									
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円					
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円) 円	00		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高20万円) 円	00
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$					平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円) 円	00	
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$						$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円) 円	00	
			平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$						$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円) 円	00	
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$	5	高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高8万円) 円	00			
		平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高10万円) 円	00			
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円) 円	00		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円) 円	00		
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$					平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円) 円	00	
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$						$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円) 円	00	
			平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$						$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高60万円) 円	00	
8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	8		平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円) 円	00				
		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$			(最高36万円) 円	00						
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$			(最高48万円) 円	00						

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円	00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額を記載します。	⑬	円	00

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面
提出用
○二面は一面と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

(共有者の氏名)

フリガナ 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

Table with columns for housing items and land items, including acquisition date, subsidies, and area.

3 増改築等をした部分に係る事項

Table for renovation items including acquisition date, subsidies, and costs.

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% (with tax rate details)

5 家屋や土地等の取得対価の額

Table for acquisition price calculation with columns for house, land, total, and renovation.

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table for mortgage balance calculation with columns for house, land, total, and renovation.

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

Table for special deductions for renovation and mortgage interest.

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

Table for special deduction calculation with columns for tax rate, acquisition date, and amount.

令和02年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑩の金額を転記します。										⑪	円	
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高40万円)	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高50万円)	
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高20万円)				住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高30万円)	
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高20万円)				平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高30万円)	
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高30万円)				平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高40万円)	
			平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高40万円)				高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ⑨の金額() $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.02$ $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.01 =$	(最高12万5千円)
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.004 = \text{㉔}$	(最高8万円)	5	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.004 = \text{㉔}$	(最高10万円)		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ⑨の金額() $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.02$ $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.01 =$	(最高12万円)
		平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.004 = \text{㉔}$	(最高10万円)				住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ⑨の金額() $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.02$ $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.01 =$	(最高12万5千円)			
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高50万円)	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ⑨の金額() $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.02$ $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.01 =$	(最高12万5千円)		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高30万円)				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ⑨の金額() $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.02$ $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.01 =$	(最高12万円)		
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高30万円)				多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ①の金額(最高1,000万円) ……②() ⑨の金額() $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.02$ $+ (\text{㉔} - \text{㉔}) \times 0.01 =$	(最高12万5千円)	
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{㉔}$	(最高40万円)				震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑩} \times 0.012 = \text{㉔}$	(最高60万円)	
	平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.012 = \text{㉔}$	(最高60万円)			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑩} \times 0.012 = \text{㉔}$	(最高36万円)					
						平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑩} \times 0.012 = \text{㉔}$	(最高48万円)					

※1 ⑩欄の金額を一面の㉔欄に転記します。

※2 ⑩欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の㉓欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の㉔欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉓欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(㉔の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉓	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(㉔の金額)の合計額を記載します。	㉓	円

※ ㉓欄の金額を一面の㉓欄に転記します。

二面
住

令和 〇 2 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

1 住所及び氏名

住所	郵便番号	整理番号
	電話番号	
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	平成 〇〇. 〇〇. 〇〇	(平成 〇〇. 〇〇. 〇〇)
補助金等控除前の取得対価の額	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
交付を受ける補助金等の額	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
取得対価の額 (㉑ - ㉒ (㉑ - ㉒))	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㎡ 〇〇. 〇〇	㎡ 〇〇. 〇〇
うち居住用部分の(床)面積	㎡ 〇〇. 〇〇	㎡ 〇〇. 〇〇

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	平成 〇〇. 〇〇. 〇〇
補助金等控除前の増改築等の費用の額	円 〇〇〇〇〇〇
交付を受ける補助金等の額	円 〇〇〇〇〇〇
増改築等の費用の額 (㉗ - ㉘)	円 〇〇〇〇〇〇
㉗のうち居住用部分の金額	円 〇〇〇〇〇〇

※ ㉗が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に㉕、㉖に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額) 円 〇〇〇〇〇〇

5 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家屋	㉒ 土地等	㉓ 合計	㉔ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	〇〇〇/〇〇〇	〇〇〇/〇〇〇		〇〇〇/〇〇〇
(㉕, ㉖, ㉗) × ㉑ ※共有でない場合は, ㉕, ㉖, ㉗を書いてください。	〇〇〇 (㉕ × ㉑の㉑)	〇〇〇 (㉖ × ㉒の㉑)	(㉓の㉑+㉒の㉑)又は(㉒の㉑+㉓の㉑)	〇〇〇 (㉔ × ㉑の㉑)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉑ - ㉓)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉕ 住宅のみ	㉖ 土地等のみ	㉗ 住宅及び土地等	㉘ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表)の㉙の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	〇〇. 〇〇	〇〇. 〇〇	〇〇. 〇〇	〇〇. 〇〇
住宅借入金等の年末残高 ((付表)の㉚の金額) ※連帯債務がない場合には、㉕の金額を書きます。	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
㉕と㉚のいずれか少ない方の金額	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㉕ ÷ ㉕	㉖ ÷ ㉖		㉘ ÷ ㉘
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㉕ × ㉙)	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉕の㉕ + ㉖の㉕ + ㉗の㉕ + ㉘の㉕) ※ ㉕の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉕」欄に転記します。	円 〇〇〇〇〇〇			円 〇〇〇〇〇〇

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㉛欄から㉞欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	㉛ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㉜ 断熱改修工事等の費用の額	㉝ 特定断熱改修工事等の費用の額	㉞ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
㉛ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㉟ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (㉛ + ㉜ + ㉝ + ㉞)	㊱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㉛又は㉜ × Dの㉛)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㉛と㉞のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	
円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 〇 20 〇〇〇〇〇〇〇〇

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中取得	家屋:1 増改築等:2	㉛又は㉜の金額 (10%に係る部分のみ)	㉛	重複適用 (の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉞の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	㉛の(A)又は㉜の(D)の金額 (10%に係る部分のみ)	㉛		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。 要しない

一面

控用

この用紙は控用です。

申告には、必ず提出用を使ってください。

令和02年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円)
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高20万円)				住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高20万円)				平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)				平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)
			平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)						
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$	(最高8万円)	5	高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)	
		平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$	(最高10万円)				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万円)	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円)	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万円)
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)						
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)						
			平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円)						
7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円)		
8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高36万円)	8		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高48万円)		

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額を記載します。	⑬	円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面
控
用
○この用紙は
控
用
です。
申告には、必ず
提
出
用
を
使
っ
て
く
だ
さ
い。

それぞれ⑩欄の面積は「㉔×㉕の㉖」又は「㉗×㉘の㉙」とし、㉚の㉛欄は、それぞれ㉜の㉝欄の割合又は㉞の㉟欄の割合を書いて差し支えありません。

- (3) ㉜の㉝欄の記入に当たって、㉞の㉟欄と㊱の㊲欄の割合又は㊳の㊴欄と㊵の㊶欄の割合が同じ場合には、それぞれ㉞の㉟欄の割合又は㊵の㊶欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㉜の㉝欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$i \quad \text{㉜の㉝欄の金額(円)} \times \frac{\text{㉞の㉟欄又は㊱の㊲欄の金額(円)}}{\text{㉞の㉟欄の金額(円)}} \times \text{㉞の㉟欄又は㊱の㊲欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

$$ii \quad \text{㉜の㉝欄の金額(円)} \times \frac{\text{㊱の㊲欄の金額(円)}}{\text{㉞の㉟欄の金額(円)}} \times \text{㊱の㊲欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

- (4) ㊱欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	㊱欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合

※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑫欄から⑯欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

⑫欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑬欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑭欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑮欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑯欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

※1 補助金等の交付を受けるときは補助金等の額を控除した後の金額を書きます。

※2 ⑫欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※3 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※4 ⑮欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑯欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

6 二面への転記

一面⑱欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

(1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号5の⑲欄へ転記

(2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号6の⑲欄へ転記

(3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号7の⑲欄へ転記

7 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

(1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合

「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉒欄又は㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉔欄には㉕の㉖欄又は㉕の㉗欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。

(2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉔欄に記載します。

(3) (2)以外の重複適用を受ける場合

「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉔欄に記載します。

※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

8 申告書への転記等

(1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

㉕(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：令和2年10月13日居住開始(特別特定))を書きます。

(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

㉖(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：令和2年2月13日居住開始(特別特定))のいずれも記載します。